

平成12年12月19日
気象庁予報部

配信資料に関する技術情報（気象編） 第74号

－予報及び注意報・警報の細分区域の変更等について－

気象庁では、できる限りきめこまかな注意報・警報の発表を行うため、近年の観測技術、予報技術の進展を背景として、都道府県などの地元関係機関との協議のうえで、注意報・警報の発表単位である二次細分区域の細分化を全国的に進めています。

今回は、細分区域の変更（網走支庁、山梨県、石川県、福井県、奈良県）を以下のとおり行います。

また、千葉県及び新潟県については、注警報の円滑な発表・解除を行うため、区域コードの整理をあわせて行います。

1. 細分区域の変更について（網走支庁、山梨県、石川県、福井県、奈良県）

(1) 実施日時：平成13年3月1日（木）15時（中央標準時）

(2) 変更内容（詳細は別紙1、2及び3参照）：

①網走支庁

- ・ 一次細分区域「網走地方」に、二次細分区域「網走西部（アバシセイブ）」、「網走東部（アバシトウブ）」及び「網走南部（アバシナンブ）」を設定する。
- ・ 一次細分区域「紋別地方」に、二次細分区域「紋別北部（モンベツキョブ）」及び「紋別南部（モンベツナンブ）」を設定する。

②山梨県

- ・ 一次細分区域「東部・富士五湖」に、二次細分区域「東部（トウブ）」及び「富士五湖（フジゴコ）」を設定する。

③石川県

- ・ 一次細分区域「加賀」に、二次細分区域「加賀北部（カガキョブ）」及び「加賀南部（カガナンブ）」を設定する。
- ・ 一次細分区域「能登」に、二次細分区域「能登北部（ノトキョブ）」及び「能登南部（ノトナンブ）」を設定する。

④福井県

- ・ 一次細分区域「嶺北」に、二次細分区域「嶺北北部（レイキョキョブ）」、「嶺北南部（レイキナンブ）」及び「奥越（オクヰツ）」を設定する。
- ・ 一次細分区域「嶺南」に、二次細分区域「嶺南東部（レイナントウブ）」及び「嶺南西部（レイナンセイブ）」を設定する。

⑤奈良県

- ・ 一次細分区域「北部」に、二次細分区域「北西部（キョセイブ）」、「北東部（キョトウブ）」及び「五條・北部吉野（ゴジヨウ・キョブヨシノ）」を設定する。

- ・ 一次細分区域「南部」に、二次細分区域「南東部（ナトウブ）」及び「南西部（ナシブ）」を設定する。

(3) 変更時の措置：

変更前の細分区域に発表された注意報・警報が変更実施時刻を過ぎる場合は、一旦、当該注意報・警報を解除し、実施時刻に新しい細分区域に対し、改めて注意報・警報を発表します。

なお、天気予報については変更ありません。

2. 千葉県、新潟県の区域コードの整理について

千葉県「南部」については平成11年3月31日から銚子地方気象台で、新潟県「佐渡」については平成12年3月31日から新潟地方気象台で（配信資料に関する技術情報第45号及び第61号）注警報等の発表を行っています。今般、注意報・警報の円滑な発表・解除に資するため、コードの整理を別紙4のとおり行います。

(1) 実施日時：平成13年3月1日（木）15時（中央標準時）

(2) 変更時の措置：

変更前の細分区域に発表された注意報・警報が変更実施時刻を過ぎる場合は、一旦、当該注意報・警報を解除し、実施時刻に新しい区域コードにより、改めて注意報・警報を発表します。

なお、天気予報については変更ありません。

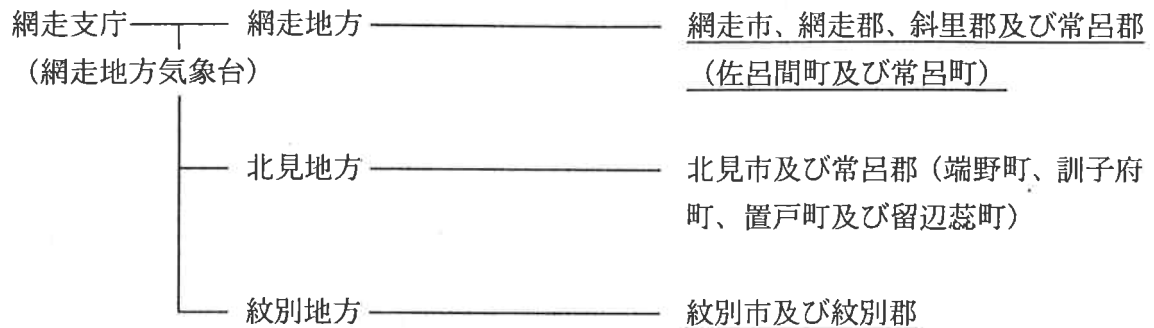
別紙 1

細分区域の設定に伴う対象市町村の変更（網走支庁）

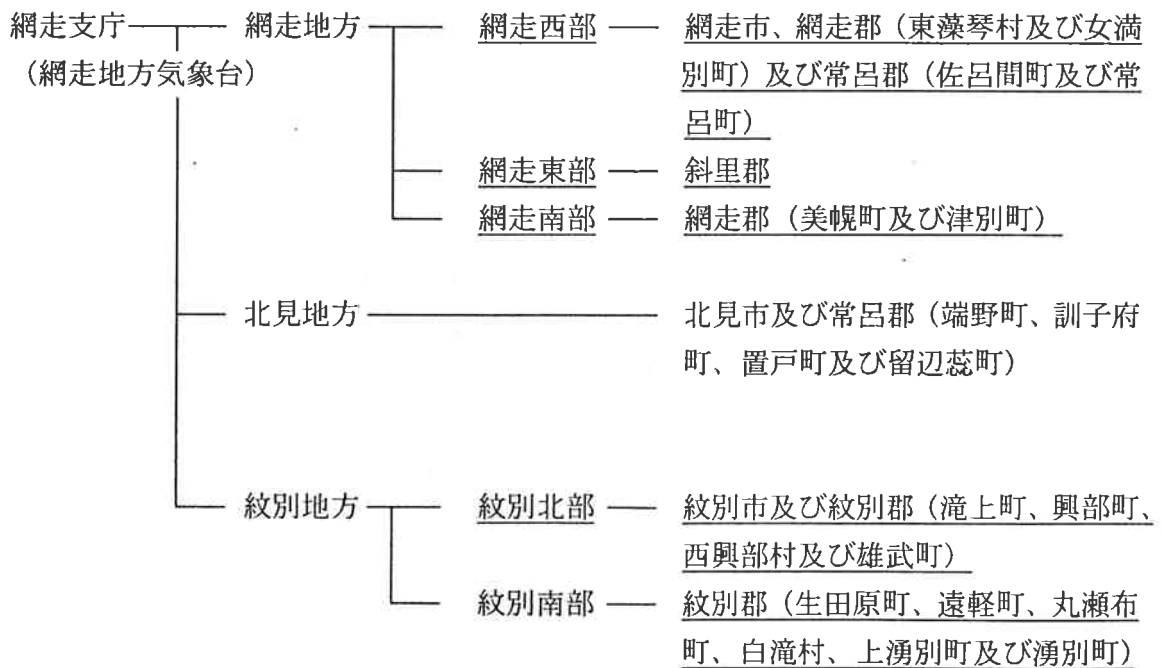
（変更箇所は下線部）

府県予報区名 一次細分区域名 二次細分区域名
 （担当気象官署名）

現行



新

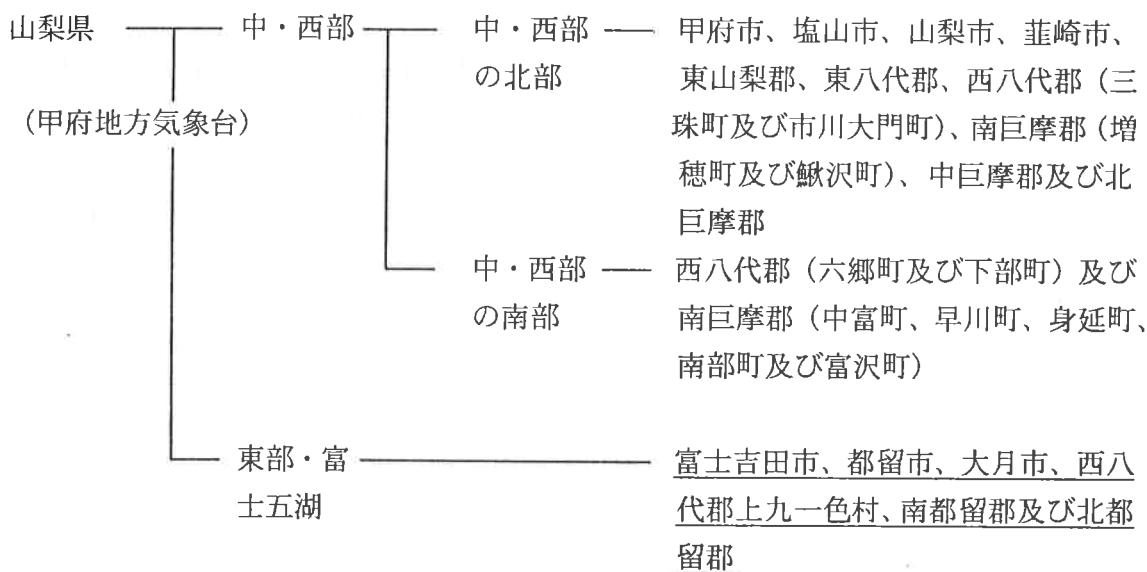


細分区域の設定に伴う対象市町村の変更（山梨県）

（変更箇所は下線部）

府県予報区名 一次細分区域名 二次細分区域名
（担当気象官署名）

現行



新

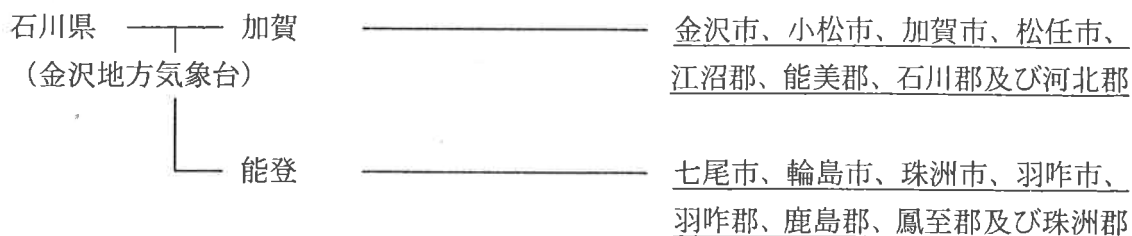


細分区域の設定に伴う対象市町村の変更（石川県）

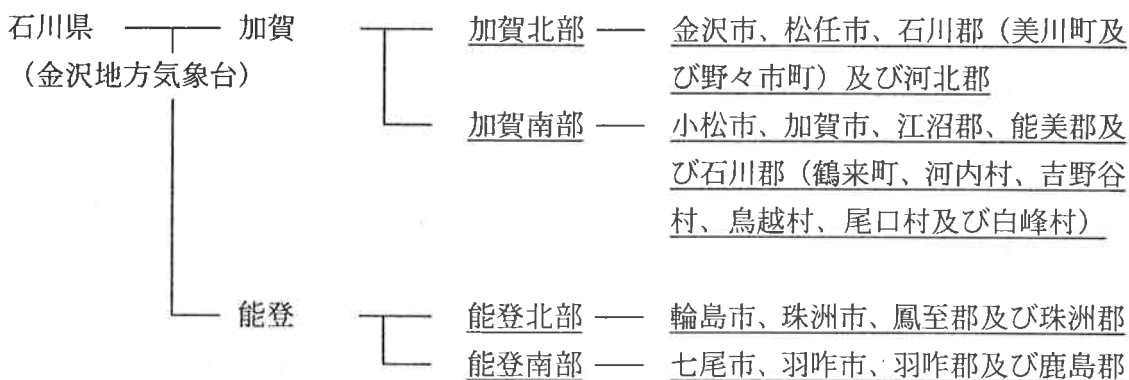
（変更箇所は下線部）

府県予報区名 一次細分区域名 二次細分区域名
 （担当気象官署名）

現行



新

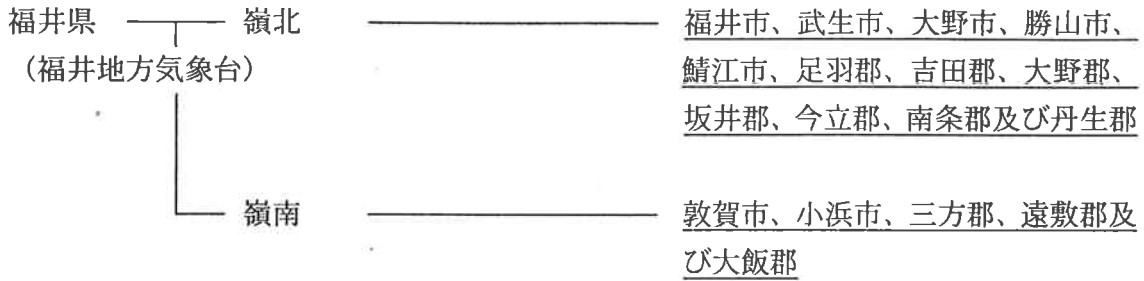


細分区域の設定に伴う対象市町村の変更（福井県）

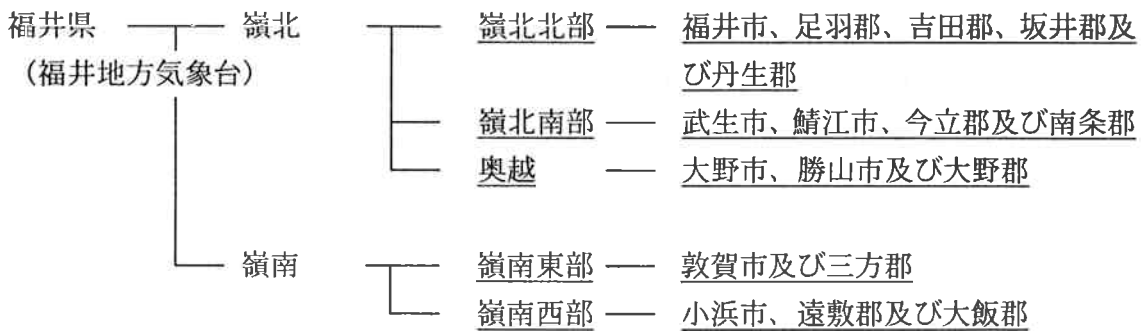
（変更箇所は下線部）

府県予報区名 一次細分区域名 二次細分区域名
 （担当気象官署名）

現行



新

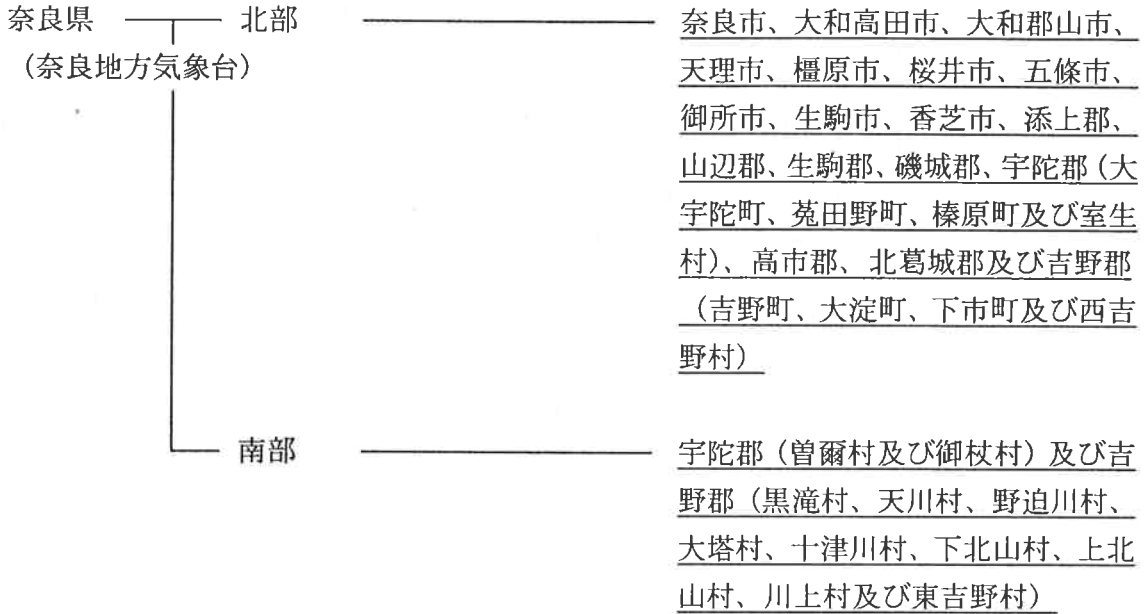


細分区域の設定に伴う対象市町村の変更（奈良県）

（変更箇所は下線部）

府県予報区名 一次細分区域名 二次細分区域名
 （担当気象官署名）

現行



新





山梨県

改正後



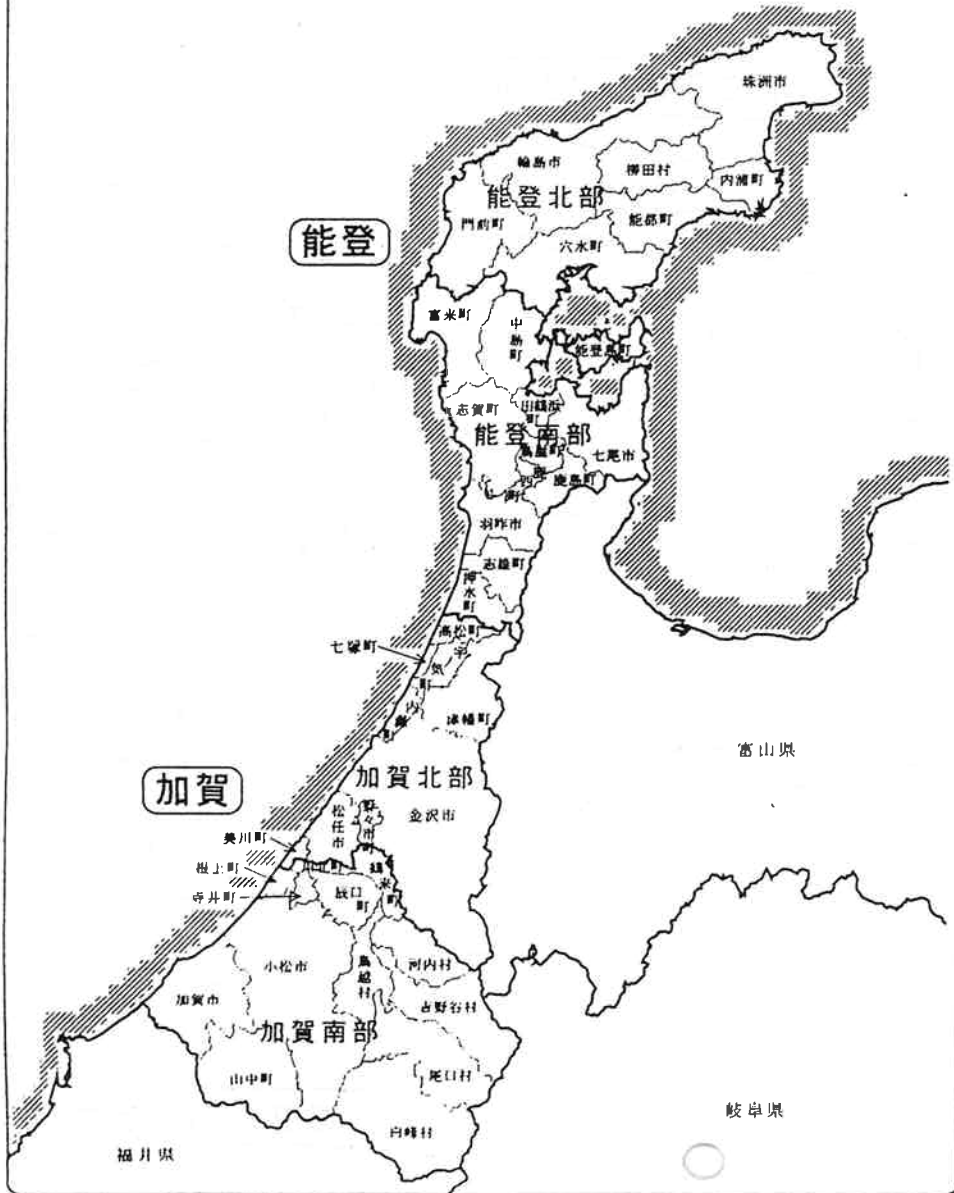
山梨県

改正前



石川県

改正後



石川県

改正前



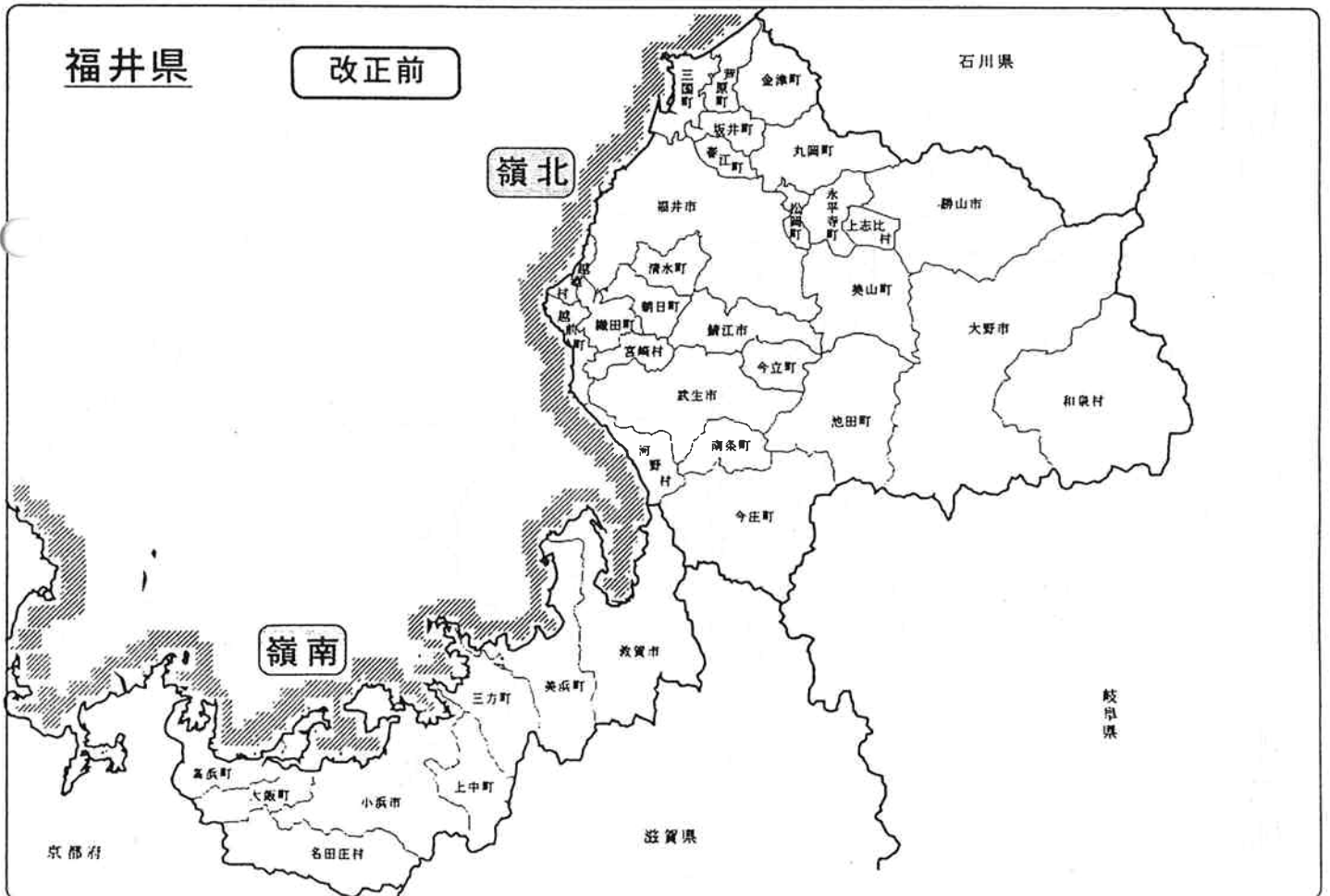
福井県

改正後



福井県

改正前



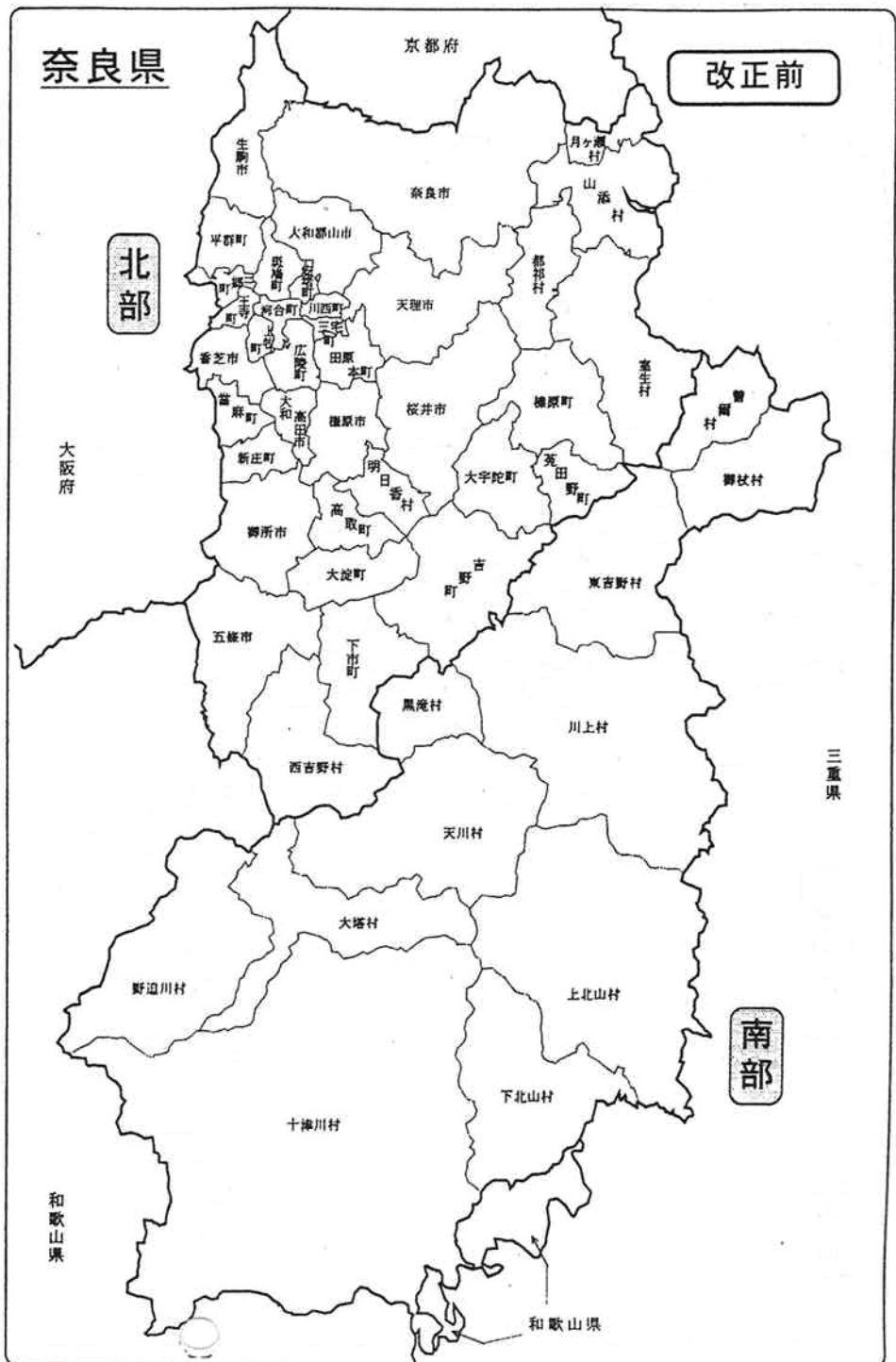
奈良県

改正後



奈良県

改正前



細分区域コード変更（網走支庁、山梨県、石川県、福井県、奈良県）

改 正 案			現 行			
官署名	区 域 名	区域 コ ー ド	官署名	区 域 名	区域 コ ー ド	
	府県 一次細分 二次細分			府県 一次細分 二次細分		
網 走	網走支庁	1700	網 走	網走支庁	1700	
	網走地方	1710		網走地方	1710	
	網走西部	1711		北見地方	1720	
	網走東部	1712		紋別地方	1730	
	網走南部	1713				
	北見地方	1720				
	紋別地方	1730				
	紋別北部	1731				
	紋別南部	1732				
	沿岸の海域	1710 1730			沿岸の海域	1710 1730
	甲 府	山梨県		4900	甲 府	山梨県
中・西部		4910	中・西部	4910		
中・西部の北部		4911	中・西部の北部	4911		
中・西部の南部		4912	中・西部の南部	4912		
東部・富士五湖		4920	東部・富士五湖	4920		
東部		4921				
富士五湖		4922				
金 沢	石川県	5600	金 沢	石川県	5600	
	加賀	5610		加賀	5610	
	加賀北部	5611		能登	5620	
	加賀南部	5612				
	能登	5620				
	能登北部	5621				
	能登南部	5622				
	沿岸の海域	5600		沿岸の海域	5600	
福 井	福井県	5700	福 井	福井県	5700	
	嶺北	5710		嶺北	5710	
	嶺北北部	5711		嶺南	5720	
	嶺北南部	5712				
	奥越	5713				
	嶺南	5720				
	嶺南東部	5721				
	嶺南西部	5722				
	沿岸の海域	5700		沿岸の海域	5700	
奈 良	奈良県	6400	奈 良	奈良県	6400	
	北部	6410		北部	6410	
	北西部	6411		南部	6420	
	北東部	6412				
	五條・北部吉野	6413				
	南部	6420				
	南東部	6421				
	南西部	6422				

区域コード整理（千葉県、新潟県）

改 正 案			現 行				
官署名	区 域 名		区域 コ ー ド	官署名	区 域 名		区域 コ ー ド
	府県	一次細分 二次細分			府県	一次細分 二次細分	
銚 子	千葉県		4500	銚 子	千葉県北部		4500
	北西部		4510		北西部		4510
	北東部		4520		北東部		4520
	南部		4530		千葉県南部		0200
	沿岸の海域		4500		沿岸の海域		4500
						0200	
新 潟	新潟県		5400	新 潟	上中下越地方		5400
	下越		5410		下越		5410
	中越		5420		中越		5420
	上越		5430		上越		5430
	佐渡		5440		佐渡		0300
	沿岸の海域		5400		沿岸の海域		5400
						0300	

「配信資料に関する技術情報 第74号」の訂正について

<訂正箇所>

(誤) 留辺蕊 → (正) 留辺薬

平成13年2月27日
気象庁予報部

お知らせ

— 配信資料に関する技術情報(気象編)第74号の訂正について —

配信資料に関する技術情報(気象編)第74号(平成12.12.19)でお知らせした細分区域の変更(網走支庁、山梨県、石川県、福井県、奈良県)において、平成13年3月1日に新設する奈良県の二次細分区域「五條・北部吉野」の半角カタカナ表記に誤りがありましたので、下記のとおり訂正し、お詫び致します。

記

○奈良県二次細分区域

誤 「五條・北部吉野(ゴジヨウ・キョウノ)」

↓

正 「五條・北部吉野(ゴジヨウキョウノ)」

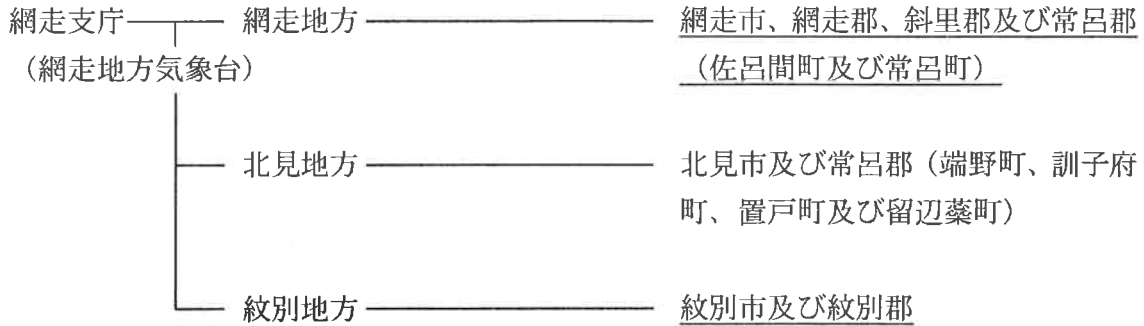
別紙 1

細分区域の設定に伴う対象市町村の変更（網走支庁）

（変更箇所は下線部）

府県予報区名 一次細分区域名 二次細分区域名
（担当気象官署名）

現行



新

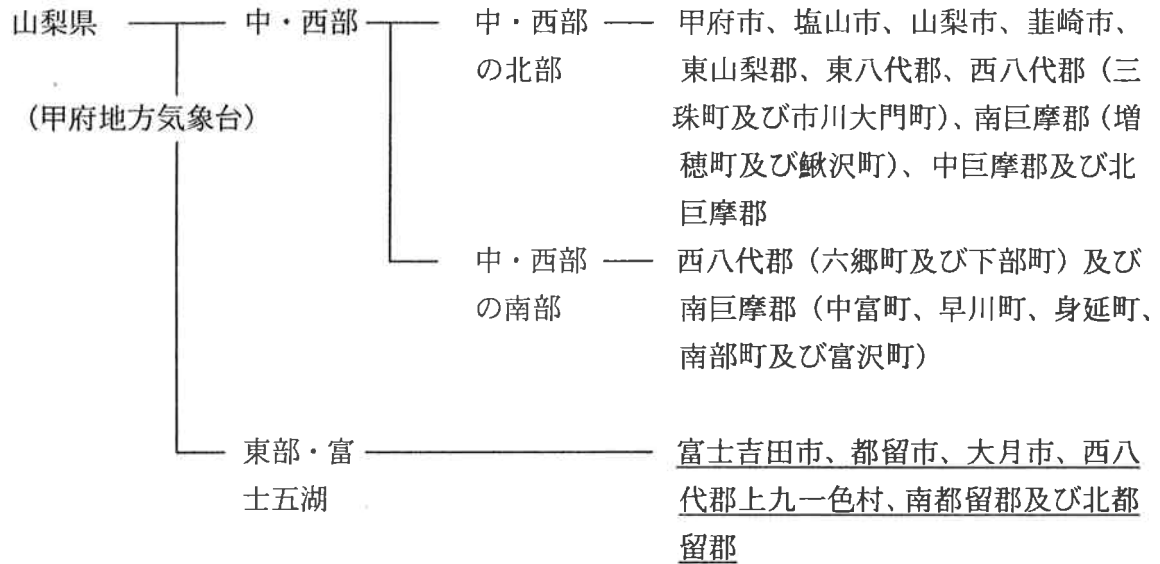


細分区域の設定に伴う対象市町村の変更（山梨県）

（変更箇所は下線部）

府県予報区名 一次細分区域名 二次細分区域名
（担当気象官署名）

現行



新

